

鷗友会正会員親睦・交流支援事業規程

(目 的)

第1条 この規程は、正会員の親睦及び交流を促進するために、鷗友会がその費用の一部を支援する事業に関する必要事項を定めるものである。

(対 象)

第2条 支援対象は、正会員親睦支援事業と正会員交流支援事業の2種とし、それぞれ次のすべてを満たすものとする。

(1) 正会員親睦支援事業

- イ) 正会員が主催し、正会員のみで10名以上の参加がある親睦会であること。
- ロ) 親睦会の内容は、公序良俗に反しない限り原則として問わないが、開催場所は、原則として白鷗大学構内とする。
- ハ) 主催者が予め決められていること。
- ニ) 本支援を3年度以内に受けていない団体等であること。
- ホ) 当該年度に、正会員交流支援事業を受けない団体等であること。

(2) 正会員交流支援事業

- イ) 正会員が主催し、正会員のみで10名以上の参加がある交流活動であること。
- ロ) 交流活動の内容及び場所は、公序良俗に反しない限り原則として問わない。
- ハ) 主催者が予め決められていること。
- ニ) 当該年度に、本支援を受けていない団体等であること。
- ホ) 当該年度に、正会員親睦支援事業を受けない団体等であること。

(申 請)

第3条 支援を希望する主催者は、原則開催日の2ヶ月前までに申請書を事務局へ提出しなければならない。

(正会員親睦支援内容)

第4条 正会員親睦支援事業への支援金は、正会員、特別会員、および準会員1名につき3,000円とする。

2 支援金の上限は、次のとおりとする。

- (1) 支援金の総額は、15万円(50名分)を上限とする。
- (2) 準会員に対する支援金の総額は、7万5千円(25名分)を上限とする。

3 支援金は、原則として開催日当日に鷗友会が交付するものとする。

4 支援団体数は、次のとおりとする。

- (1) 支援団体数は、年度で10団体を上限とする。
- (2) 審査により10団体が決定した時点で、その年度の申請受付を終了する。

5 ひと月に開催できる支援団体の数は、3団体を上限とする。

(正会員交流支援内容)

第5条 正会員交流支援事業への支援金は、正会員、特別会員、および準会員1名につき上限2,000円内で実費負担額の半額までとする。

2 支援金の上限は、次のとおりとする。

(1) 支援金の総額は、10万円(50名分)を上限とする。

(2) 準会員に対する支援金の総額は、5万円(25名分)を上限とする。

3 支援金は、原則として後日に鷗友会が交付するものとする。

4 支援団体数は、次のとおりとする。

(1) 支援数は、年度で15団体を上限とする。

(2) 審査により15団体が決定した時点で、その年度の申請受付を終了する。

(支援の決定)

第6条 支援金額等は、理事会の審査を経て決定する。

(報告)

第7条 報告については、別に定める。

(罰則)

第8条 罰則については、別に定める。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な細則等は、理事会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則 この規程は、令和7年8月23日より施行する。